



第68期 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日 時 2020年6月25日（木曜日）

午前10時00分

（受付開始 午前9時00分）

場 所 東京都新宿区新宿一丁目1番13号

当社8階講堂

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、本総会は大幅に規模を縮小して開催いたしますので、ご来場の人数の状況により、ご入場をお断りする場合がございます。つきましては、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をご活用いただき、当日のご来場を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。

本年より、当日ご出席の株主様へのお土産の配付をとりやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する議決権制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

伯東株式会社

株主の皆様へ



代表取締役社長
阿部 良二

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染拡大において、罹患された皆様および関係者の皆様、そして困難な生活環境を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、ここに、第68期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2019年度の事業の概況をご報告させていただきます。

当社は、2020年度より新たな役員体制の下、事業をスタートすることいたしました。また、株主の皆様のご承認を得て、監査等委員会設置会社への移行も併せて決定し、取締役会の監督機能のさらなる強化と経営の意思決定のさらなる迅速化を図り、全社挙げて現下の困難な状況を乗り越え、社業の一層の発展を目指す所存です。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2020年6月

目 次

招集ご通知

第68期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	3

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）9名選任の件	11
第3号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件	17
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）の報酬等の額決定の件	20
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の 額決定の件	20
第6号議案 取締役（非業務執行取締役及び監査等委員 である取締役を除く。）に対する議決制限 付株式の付与のための報酬決定の件	21
第7号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する 対応策（買収防衛策）の導入の件	23

招集通知提供書面

事業報告	49
連結計算書類	70
計算書類	72
監査報告	74

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁から48頁）をご検討くださいます。2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）	
2 場 所	東京都新宿区新宿一丁目1番13号 当社8階講堂 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第6号議案 取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する議決権制限付株式の付与のための報酬決定の件 第7号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件
4 議決権行使のご案内	3頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。	
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

当社ウェブサイト (<https://www.hakuto.co.jp>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**2020年6月25日（木曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで**



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分行使完了分まで**

インターネットによる議決権行使について

- ① 書面（郵送）とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② 株主様のインターネットの利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。
- ④ パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料金等は、株主様のご負担となります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

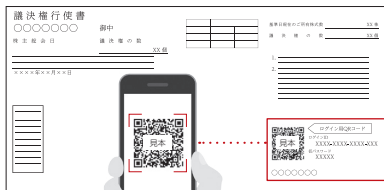
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォン等により、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご入力ください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンス強化に努めてまいりました。そのうえで、今般、以下を目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。

- ・委員の全員が社外取締役で構成され、取締役会の議決権を有する監査等委員会による監督機能のさらなる強化を目指します。
- ・当社グループを取り巻く環境変化が激しい中、業務執行取締役に必要な業務執行決定権限の委任を進めることで、経営の意思決定のさらなる迅速化を図ります。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略） （機 関）	第1条～第3条（現行どおり） （機 関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1） 取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1） 取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削 除） （3） <u>会計監査人</u>
第5条～第17条（条文省略）	第5条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会 （員 数）	第4章 取締役及び取締役会 （員 数）
第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 （新 設）	第18条 当社の取締役（ <u>監査等委員であるものを除く。</u> ）は、 <u>10</u> 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任 期) 第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって取締役名誉会長及び取締役相談役を定めることができる。 (名誉会長、相談役及び顧問) 第22条 取締役会は、その決議によって名誉会長を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を定めることができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) (新 設)	3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役名誉会長及び取締役相談役を選定することができる。 (名誉会長、相談役及び顧問) 第22条 取締役会は、<u>必要</u>に応じて、その決議によって名誉会長を選定することができる。 2. 取締役会は、<u>必要に応じて</u>、その決議によって相談役及び顧問を選定することができる。 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第27条～第28条 （条文省略） 第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第28条～第29条 （現行どおり） 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会規程) 第35条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (監査役の責任免除) 第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (削 除) (監査等委員会規程) 第32条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 第37条～第38条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計算 第40条～第43条（条文省略） （新 設）	第6章 会計監査人 第33条～第34条（現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計算 第36条～第39条（現行どおり） 附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1. 当社は、第68期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第68期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	あべ りょうじ 阿部 良二	代表取締役社長	再任
2	たかだ よしなえ 高田 吉苗	取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌 兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当	再任
3	しんとく のぶひと 新徳 布仁	取締役執行役員管理統括部長兼人事部長兼総務部長 兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当	再任
4	とうご あきら 藤後 章	取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニー プレジデント	再任
5	みやした たまき 宮下 環	取締役執行役員システムプロダクツカンパニー プレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 兼中華圏機器ビジネス推進担当	再任
6	いしした ゆうご 石下 裕吾	執行役員ストラテジックデバイスカンパニー プレジデント兼デバイス事業統括部長	新任
7	たかやま いちろう 高山 一郎	取締役	再任
8	こんどう けいじ 近藤 恵嗣	取締役	再任 社外 独立
9	かみじょう まさひと 上條 正仁	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あべ りょうじ 阿部 良二 (1957年11月9日) 再任	1983年 3 月 当社入社 2008年 6 月 同取締役電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長 2015年 6 月 同取締役常務執行役員電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長兼海外事業統括部担当 2020年 1 月 同取締役常務執行役員デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 2020年 4 月 同代表取締役社長（現在に至る）	9,200株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 阿部良二氏は、電子部品事業の経営責任者及び伯東グループの海外事業統括責任者を経た後、2020年4月から代表取締役社長を務めております。同氏は、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮して当社経営を担っていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 阿部良二氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たかだ よしなえ 高田 吉苗 (1957年5月27日) 再任	1983年 4 月 当社入社 2004年 6 月 同取締役総合企画部長兼経部長兼情報システム部担当 2008年 4 月 同取締役経営企画統括部長 2008年 6 月 同常務取締役経営企画統括部長 2011年 6 月 同専務取締役管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2015年 6 月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2019年 4 月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当（現在に至る）	12,500株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 高田吉苗氏は、経営企画・財務部門の責任者及びIT部門担当を経て、現在はCFOとして伯東グループ全体の経理・財務戦略を統括するほか、IR戦略・IT戦略を管掌するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、経営管理全般において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 高田吉苗氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって16年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	しんとく のぶひと 新徳 布仁 （1960年12月6日） 再任	1985年 4 月 当社入社 2010年 4 月 同管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長 2011年 6 月 同取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 2011年 6 月 伯東A&L株式会社代表取締役社長（現在に至る） 2013年 4 月 当社取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2015年 6 月 同取締役執行役員管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2017年 4 月 同取締役執行役員管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当（現在に至る）	10,800株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 新徳布仁氏は、人事・総務・業務・CSRなど管理関係部門を統括しているほか、伯東A&L株式会社の代表取締役社長を務めるなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、主管部門において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 新徳布仁氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	とうご あきら 藤後 章 （1958年4月21日） 再任	1982年10月 当社入社 2003年12月 同化学事業部営業統括部部长（水処理担当） 2008年 4 月 同化学事業部事業部長代理 2010年 4 月 同化学事業部副事業部長 2015年 4 月 同化学事業部長 2015年 6 月 同執行役員化学事業部長 2016年 6 月 同取締役執行役員化学事業部長 2018年 3 月 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長（現在に至る） 2018年 4 月 当社取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニープレジデント（現在に至る）	5,800株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 藤後章氏は、メーカー部門であるケミカル事業の経営責任者を務め、石油・石油化学、紙・パルプ、自動車向けの工業薬品関連において豊富な経験と実績を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と新市場の開拓に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 藤後章氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	みやした たまぎ 宮下 環 (1971年1月21日) 再任	2000年 4 月 当社入社 2010年 1 月 同電子デバイス第一事業部営業三部長 2014年 4 月 Hakuto Enterprises Ltd. Deputy Managing Director 2015年10月 Hakuto Enterprises Ltd. Managing Director 2017年 9 月 当社電子機器事業部副事業部長 2018年 4 月 同執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼営業三部長 2019年 4 月 同執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2019年 4 月 サンエー技研株式会社取締役（現在に至る） 2019年 6 月 当社取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2020年 4 月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長兼中華圏機器ビジネス推進担当（現在に至る）	1,100株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 宮下環氏は、電子・電気機器事業の経営責任者を務め、半導体製造装置、真空・分析機器関連において豊富な経験と実績を有するほか、海外現地法人の事業責任者を務めた経験からグローバルな事業経営における幅広い知見を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と事業領域の拡大に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 宮下環氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	いしした ゆうご 石下 裕吾 (1971年10月6日) 新任	2000年 4 月 当社入社 2013年 4 月 同電子デバイス第二事業部営業一部長 2016年10月 同デバイスソリューションカンパニー営業一部長 2017年 4 月 同海外事業統括部副統括部長（STビジネス担当）兼デバイスソリューションカンパニー営業一部長 2018年 4 月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント 2020年 4 月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長（現在に至る）	1,400株

取締役候補者の選任理由

石下裕吾氏は、電子デバイス事業の部門責任者を務め、また伯東グループの海外デバイス事業を統括するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、電子デバイス事業の収益性向上と海外デバイス事業の拡充に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たかやま いちろう 高山 一郎 (1958年1月3日) 再任	1986年 6 月 アメリカ合衆国医師国家試験に合格 1990年 5 月 日本国医師国家試験に合格 1990年 6 月 当社取締役 1996年 6 月 同取締役退任 2000年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	1,058,923株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 高山一郎氏は、米国籍を有する医師として米国に居住し、当社の仕入先とする米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有していることから、当社が米国をはじめとした海外企業と取引をするうえで有益な助言をいただき、また、一般株主の目線で客観的かつ公正な立場から経営を監督していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 高山一郎氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって20年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	こんどう けいじ 近藤 恵嗣 (1951年12月26日) 再任 社外 独立	1979年10月 司法試験合格 1984年 4 月 司法修習修了 1984年 4 月 弁護士登録 (現在に至る) 1984年 4 月 湯浅・原法律特許事務所入所 1996年12月 湯浅（旧湯浅・原）法律特許事務所退所 1997年 3 月 福田・近藤法律事務所開設 (現在に至る) 2014年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) <他の法人等の代表状況> 福田・近藤法律事務所共同代表	—

社外取締役候補者の選任理由等

選任理由 近藤恵嗣氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 近藤恵嗣氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	かみじょう まさひと 上條 正仁 (1954年7月12日) 再任 社外 独立	2006年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員 2008年 6 月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員 2009年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 2014年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年 4 月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) 2016年 6 月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年 6 月 全国保証株式会社社外取締役 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由等

選任理由 上條正仁氏は、株式会社埼玉りそな銀行の代表取締役社長を務められるなど、会社経営に関して豊富な経験を有しており、重要な経営判断に際しては意見表明、助言等を求め、適正な意思決定の確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 上條正仁氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

- (注) 1. 石下裕吾氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 近藤恵嗣氏及び上條正仁氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- 近藤恵嗣氏及び上條正仁氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」(48頁参照。)における独立性の要件を充足しております。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、高山一郎氏、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまもと ふみあき 山元 文明 (1957年4月1日) 新任 社外 独立	1979年 4 月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 2004年 4 月 株式会社りそな銀行執行役融資管理部長 2005年 6 月 同行執行役員企業金融部副担当 2010年 4 月 株式会社レオパレス21常務執行役員 2010年 6 月 同社取締役常務執行役員 2013年 4 月 りそな総合研究所株式会社専務取締役 2015年 6 月 大平洋金属株式会社社外監査役 2017年 6 月 昭和電線ホールディングス株式会社社外監査役 2018年 6 月 当社常勤社外監査役 (現在に至る) 2019年 6 月 昭和電線ケーブルシステム株式会社社外監査役 (現在に至る)	400株

社外取締役候補者の選任理由

山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	みずの ひでのり 水野 秀紀 (1957年7月10日) 新任 社外 独立	1982年 4 月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会 社）入社 2009年 6 月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員人事部長 2011年 6 月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役 2012年 6 月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役兼株式会社三菱 UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員コンプラ イアンス副担当 2013年 6 月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務執行役員 2014年 6 月 三菱UFJトラストビジネス株式会社代表取締役社長 2016年 6 月 当社社外監査役 (現在に至る) 2017年 2 月 日本フイルコン株式会社社外監査役 (現在に至る) 2019年 4 月 三菱UFJトラストビジネス株式会社代表取締役会長 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由

水野秀紀氏は、企業経営者及び社外監査役としての豊富な経験と知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おかなん けいじ 岡南 啓司 (1957年1月13日) 新任 社外 独立	1979年 4 月 国税庁入庁 1999年 7 月 札幌国税局調査査察部長 2006年 7 月 国税庁審理室長 2008年 7 月 大阪国税局総務部長 2011年 7 月 福岡国税局長 2012年 6 月 国税庁徴収部長 2013年 9 月 日本蒸留酒酒造組合専務理事 (現在に至る) 2019年 6 月 当社社外監査役 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由

岡南啓司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

- (注) 1. 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- 山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」(48頁参照。)における独立性の要件を充足しております。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第4号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、1991年6月27日開催の第39期定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額450百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案**監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社のガバナンス改革の一環として、当社の取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額の枠内で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたし、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額70百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査等委員である取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち非業務執行取締役1名、社外取締役2名）で、本議案に係る対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社の取締役の地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）と、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、正当な理由により、役務提供期間の満了前に取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、職務執行開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2020年5月29日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、2020年6月25日開催予定の当社第68期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記のとおり、導入することを決定いたしました。つきましては、本プラン導入のご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社は、従前より、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保し、その最大化を図るため、買収防衛策の導入等について継続的に検討を行っており、具体的な買収防衛策導入の決定は行っていなかったものの、特定の者又はグループが当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式を取得すること等により（当該特定の者又はグループを以下「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしておりました。

この点、当社は、現在、具体的な大規模買付行為等（下記Ⅲ．2．(1)①に定義されます。以下同じ）の兆候があるとは認識しておりませんが、当社の事業特性を十分に理解していないのではないかとと思われる者から資本政策に関する提案を受けるなど、当社の資本政策に関心を有する投資家が存在しているといった事情もあるところ、第三者により企図されることがあり得る大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であると考えられることや、新型コロナウイルス流行の影響を受けた社会・経済情勢等や当社株式を取り巻く市場の取引状況を踏まえ、現時点で本プランを導入することが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものと判断いたしました。

なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成によって決議されており、また、当該取締役会には、独立社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件に本プランの導入に異議がない旨の意見が表明されております。

また、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法例等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通し、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念（社是）のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保しているにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人とのつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にしてまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならないと考えております。従って、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果を高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。

さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

(エレクトロニクス分野)

ユーザーオリエンテッド（顧客視点）に立った営業を徹底し、コーディネーション機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材のターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権での代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

(ケミカル分野)

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

(2) コーポレートガバナンスの強化

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、内部統制システムの適正な構築に努めるとともに、国際貢献を図る企業として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応える企業経営を実現させるため、経営の適正性、遵法性、透明性を確保し、さらなる企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、当社グループにおける持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンス強化の観点から、経営の意思決定機能の充実化、迅速化と業務執行機能の強化を図ることを目的に、2015年6月から執行役員制度を導入しております。本日現在、取締役9名と執行役員9名（うち取締役兼務者4名）となっております。執行役員制度の概要は、次のとおりであります。

- ・執行役員の選任、解任は取締役会の決議により行う。
- ・取締役は、執行役員を兼務することができる。
- ・執行役員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- ・執行役員の職務及び担当業務は、取締役会にて決定する。

原則月1回定時で開催している「取締役会」は取締役9名で構成され、そのうち2名は社外取締役であります。

取締役会は、執行役員制度のもと、経営全般に対する監督機能を十分に発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会への付議基準（法令又は定款に定める事項及び会社が定めるその他重要事項）に基づき、意思決定を行っております。取締役会専決事項以外の業務執行及びその決定については、下位の会議体である常務会又は執行役員等に委任するとともに、取締役会への報告基準に基づき、常務会又は当該執行役員等から委任事項に関する報告を受け、職務執行及びその決定の状況について監督を行っております。

当社は、代表取締役社長と取締役役付執行役員とで構成する「常務会」を原則月2回開催し、執行役員による月次事業報告等を通し、経営状態の早期把握と重要な業務執行について迅速な対応をとっております。常務会には、常勤監査役が出席し、重要な経営判断に関し助言や適法性のチェックを行っております。また、特に重要な案件については、常務会で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することとしており、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

当社は監査役及び監査役会設置会社形態を採用しており、監査役につきましては、社外監査役3名（うち1名は常勤）を置き、コンプライアンス経営に注力しております。また、原則月1回定時で開催している「監査役会」は、監査の方針・基準、年間監査計画等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受けております。

当社は、代表取締役社長を委員長とし、コンプライアンス担当取締役、総務部・人事部担当取締役及び常勤監査役が出席する「コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、年2回定時で開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。

また、当社は、2020年3月31日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、本総会における各議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を更に強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を実現することが可能であると考えております。監査等委員会設置会社への移行後は、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち2名は社外取締役）と監査等委員である取締役3名（うち3名は社外取締役）で構成されることを予定しております。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書（<https://www.hakuto.co.jp/library/data/profile/governance201906.pdf>）をご参照ください。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者（下記2. (1)①に定義されます。以下同じ）に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2. (1)⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを条件として、本プランの導入を決定いたしました。

なお、2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添資料1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為等の兆候があるとの認識はございません。

また、当社の筆頭株主である公益財団法人高山国際教育財団（以下「高山国際教育財団」といいます。）の2020年3月31日現在における当社株式の保有比率は20.56％であり、当社の大株主である創業家一族の高山一郎氏、高山健氏及び高山龍太郎氏（以下「創業家株主」といいます。）の同日現在における当社株式の保有比率はそれぞれ5.15％となっています。高山国際教育財団及び創業家株主は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、高山一郎氏は当社の取締役を務めておりますが、当社の役職員を務める同氏以外の創業家関係者は存在せず、当社の経営が創業家関係者によって支配されているといった状況にはございません。また、高山国際教育財団及び創業家株主は、当社株式等の処分や議決権行使について個々の判断で意思決定を行っており、当社と高山国際教育財団及び創業家株主の間には、高山国際教育財団及び創業家株主が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。従って、高山国際教育財団及び創業家株主の事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたってこれらの株主が安定した地位を占めるものとまでは言えません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、当社の特定の株主の株式等保有割合²が20％以上となる買付けその他の取得³

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株式等所有割合の合計が20％以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁷

- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じ）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、ます。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたらと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたらと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的な内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容を含みます。）
- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的内容及び当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社の株式等の保有状況、当社の株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分にに関する計画を含みます。）
- (x i) 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

- (x ii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (x iii) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (x iv) 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (x v) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別添資料2をご参照ください。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。また、当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の導入が承認された場合には、本定時株主総会後最初に開催される当社取締役会において、別添資料3に記載の3名を独立委員会の委員として選任することを予定しております。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ル)までに掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社の株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

- (ハ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (ト) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
- (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (ヌ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ル) その他(イ)から(ヌ)までに準じる場合で、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご問うべく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当該買付け等が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が取られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別添資料4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当事者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当事者の行使に一定の制約が付されたものを対価として取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記 2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしております。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当事者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当事者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたものを対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等所有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士及び会計士その他のアドバイザーは、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株式等所有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
 - 3 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
 - 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
 - 9 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
 - 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
 - 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

別添資料 1

当社の大株主の株式保有状況

(2020年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
公益財団法人高山国際教育財団	4,226	20.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,176	5.72
高山一郎	1,058	5.15
高山健	1,058	5.15
高山龍太郎	1,058	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	831	4.04
株式会社ATRA	543	2.64
伯東従業員持株会	409	1.99
RE FUND 107-CLIENT AC	383	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	376	1.82

- (注) 1. 持株数は千株未満を、出資比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記の出資比率は、自己株式を控除した株式数 (20,554,135株) を基準に算出しております。また、自己株式は、上記大株主から除外しております。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別添資料 3

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名 岡南 啓司（おかなん けいじ）

略歴 1957年 1 月13日生
 1979年 4 月 国税庁入庁
 1999年 7 月 札幌国税局調査査察部長
 2006年 7 月 国税庁審理室長
 2008年 7 月 大阪国税局総務部長
 2011年 7 月 福岡国税局長
 2012年 6 月 国税庁徴収部長
 2013年 9 月 日本蒸留酒酒造組合専務理事（現任）
 2019年 6 月 当社社外監査役（現任）

氏名 近藤 恵嗣（こんどう けいじ）

略歴 1951年12月26日生
 1979年10月 司法試験合格
 1984年 4 月 司法修習修了
 弁護士登録（東京弁護士会）
 湯浅・原法律特許事務所入所
 1996年12月 湯浅（旧湯浅・原）法律特許事務所退所
 1997年 3 月 福田・近藤法律事務所開設（現任）
 2014年 6 月 当社社外取締役（現任）

氏名 中川 秀宣（なかがわ ひでのり）

略歴 1967年11月20日生
 1990年 4 月 最高裁判所司法研修所入所
 1992年 4 月 第一東京弁護士会登録
 長島・大野法律事務所勤務
 1997年 9 月 シカゴ大学ロースクール卒業（LL.M.）
 シカゴのカークランド・アンド・エリス法律事務所勤務
 1998年 4 月 ニューヨーク州弁護士資格取得
 1998年 9 月 長島・大野法律事務所復帰
 1999年 9 月 メリルリンチ証券会社東京支店法規売買管理部（現 メリルリンチ
 日本証券オフィス・オブ・ジェネラルカウンセル）勤務
 2003年 4 月 UFJストラテジックパートナー株式会社出向
 2004年 7 月 TMI総合法律事務所にパートナーとして参画（現任）
 2019年 6 月 ナイス株式会社（旧商号 すてきナイスグループ株式会社）社外監査役（現任）

(注) 当社との関係について

- ・当社は、社外取締役近藤恵嗣氏及び社外監査役岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・本定時株主総会で近藤恵嗣氏は社外取締役に、岡南啓司氏は監査等委員である社外取締役に選任される予定であります。
- ・中川秀宣氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者が保有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたものを対価として取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

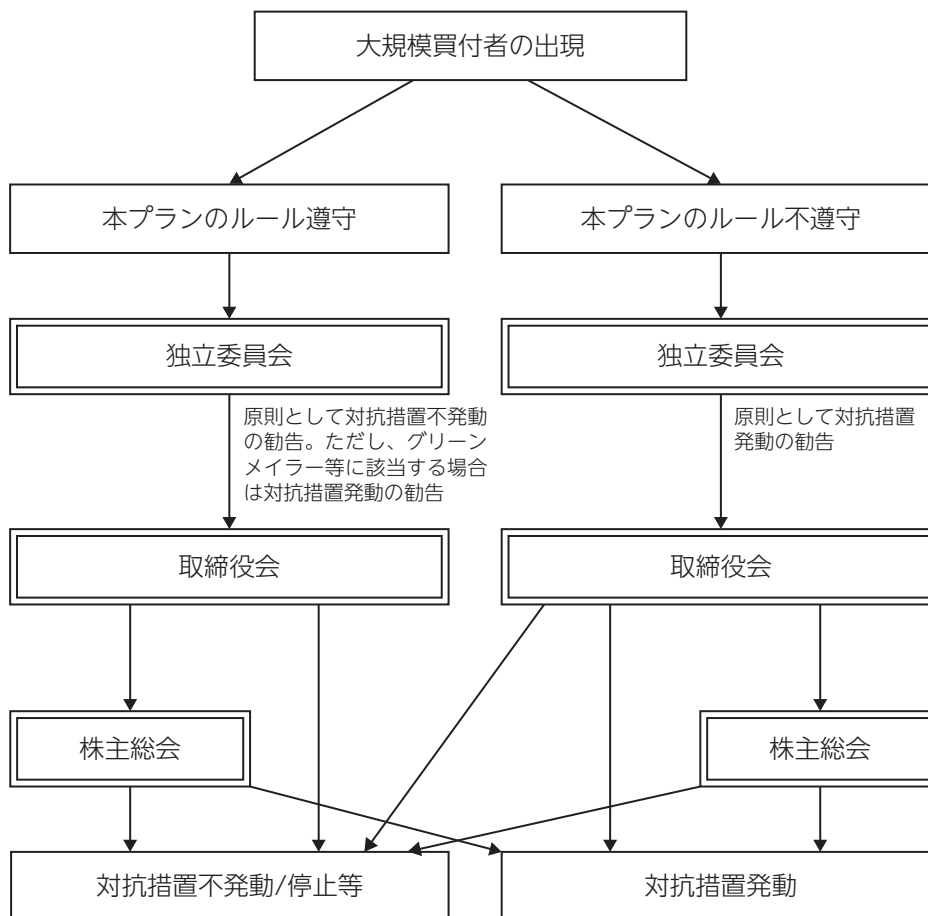
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(参考資料)

本プランの手の続の流れに関する概要



※ 本図は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者）又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者）又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者
6. 当社の主要株主又はその業務執行者
7. 当社が主要株主である会社の業務執行者
8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者
9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
10. 最近3年間に於いて、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
13. 最近3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族
14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

(注) 1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。

3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国が底堅い景気拡大を続けた一方、米中貿易摩擦の長期化により中国経済が減速し、欧州でも英EU離脱に向けた動きなどから不安定な状況が続きました。さらに今年に入り新型コロナウイルスの感染が世界に拡大し、世界経済に深刻な影響を与える結果となりました。一部では徐々に経済活動再開の動きも見られますが、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

一方、国内経済においても堅調な企業収益や雇用の環境の改善等により緩やかな回復が続いていたものの、新型コロナウイルス感染拡大が深刻化し甚大な影響が懸念されております。

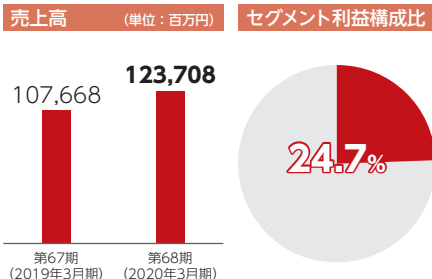
当社グループが主力事業を展開するエレクトロニクス業界においては、5G設備に関連する国内通信機器分野が好調に推移しました。自動車分野ではADAS(先進運転支援システム)関連は堅調を維持したものの、自動車販売台数の減少から総じて需要は低迷しました。また中国市場における設備投資の減退により産業機器分野も低調な推移となりました。

このような状況のもと、当社グループの電子部品事業においては、通信関連部品の好調に加え、自動車関連部品の新規商流獲得もあり大きく増収となりました。電子・電気機器事業においては、前期堅調であったスマートフォン製造関連機器や真空関連機器の低迷により減収となりました。工業薬品事業においては、石油精製関連薬品や化粧品基材が順調に推移し、微増となりました。

このような環境下において、当連結会計年度の売上高は、1,531億82百万円(前期比9.3%増)と過去最高を計上しました。損益面につきましては、新型コロナウイルスの影響による今後の企業活動や販売動向等を勘案して、たな卸資産に対する収益性の低下に基づいた簿価の切下げ等を行ったため、売上総利益は174億65百万円(同6.4%減)、販売費及び一般管理費は150億50百万円(同0.2%増)、営業利益は24億14百万円(同33.7%減)、経常利益は21億39百万円(同40.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は14億39百万円(同41.8%減)となりました。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

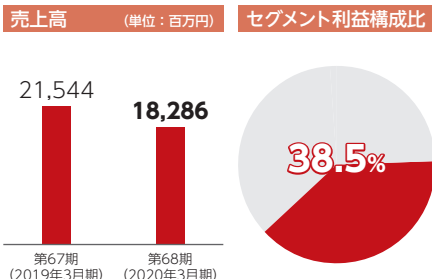
電子部品事業



電子部品分野では、国内通信向けの光関連部品が好調に推移し、海外ではスマートフォン向け電子部品も伸長しました。また、半導体デバイスでは自動車関連部品の新規商流獲得もありました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,237億8百万円（前期比14.9%増）となりましたが、粗利益率の低下やたな卸資産に対する収益性の低下に基づいた簿価の切下げ等により、セグメント利益は5億76百万円（同56.7%減）となりました。

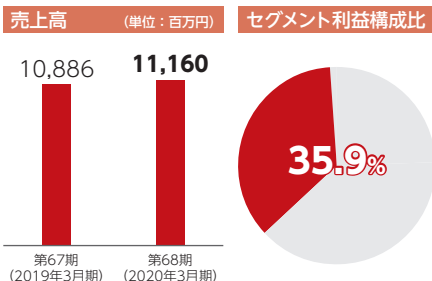
電子・電気機器事業



電子・電気機器分野では、国内通信インフラ関連は需要の拡大がみられましたが、スマートフォン製造関連向けプリント基板露光装置の不振が続き、加えて事業の中核を担う真空関連機器も販売が低迷しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は182億86百万円（前期比15.1%減）となり、さらに、たな卸資産に対する収益性の低下に基づいた簿価の切下げ等により、セグメント利益は9億円（同36.5%減）となりました。

工業薬品事業



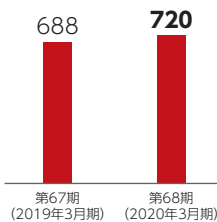
工業薬品分野では、デジタル媒体の普及による世界的な抄紙需要の減少が続く紙・パルプ分野では苦戦が続きましたが、石油化学分野では重合禁止剤や触媒の販売が堅調に推移し、化粧品分野においても子会社の販売する化粧品基材が好調を維持しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は111億60百万円（前期比2.5%増）となりましたが、人件費の上昇に伴う製造コストや輸送コストの増加等により、セグメント利益は8億38百万円（同10.1%減）となりました。

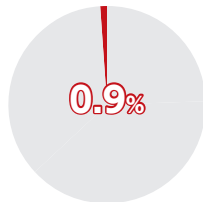
その他の事業

売上高

(単位：百万円)



セグメント利益構成比



その他の事業としては、当社の業務・物流管理全般の受託と保険会社の代理店を主たる業務としております。当連結会計年度の売上高は7億20百万円（前期比4.7%増）、セグメント利益は21百万円（同26.2%増）となりました。

事業別売上高

事業別	第67期 (2019年3月期)		第68期 (2020年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電子部品事業	107,668	76.5	123,708	80.3
電子・電気機器事業	21,544	15.3	18,286	11.9
工業薬品事業	10,886	7.7	11,160	7.3
その他の事業	688	0.5	720	0.5
小計	140,787	100	153,875	100
内部取引高	△663	—	△693	—
合計	140,123	100	153,182	100

(注) 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

〈次期の見通し〉

新型コロナウイルスの世界各国への感染拡大が国内外の経済活動に甚大な影響を与えております。特に自動車業界における大幅な生産計画の縮小や企業の設備投資計画の遅延や抑制などにより当社の主力事業であるエレクトロニクス事業では厳しい事業環境が予測され、ケミカル事業におきましても取引先各社の生産調整が予想されるなど事業環境の変化が懸念されます。中国など一部では経済活動の再開も見られますが、本格的な回復までには相当な時間を要するものと考えられ、回復の見通しや事業活動への影響などの予測が難しい状況にあります。

以上により、2020年度連結業績の見通しにつきましては、現時点において新型コロナウイルス感染拡大による業績に与える影響を合理的に算定することが困難であるため、未定とさせていただきます。

今後、適正な業績予想の算定が可能となった時点で速やかに公表いたします。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、4億32百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

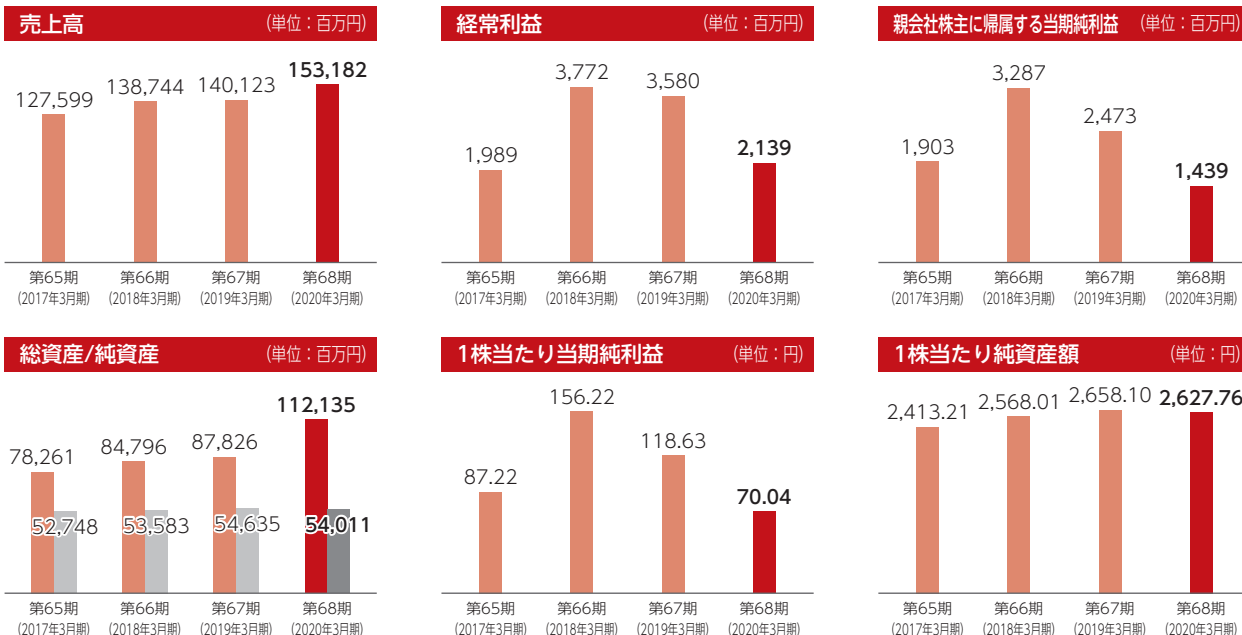
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社細田工務店の全株式（普通株式280万株、発行済株式総数に対する保有割合14.72%）について、株式会社長谷工コーポレーションが実施した公開買付（買付代金3億64百万円）に応募し、2020年2月12日付で処分いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	期 別	第65期 (2017年3月期)	第66期 (2018年3月期)	第67期 (2019年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	127,599	138,744	140,123	153,182
経常利益	(百万円)	1,989	3,772	3,580	2,139
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,903	3,287	2,473	1,439
1株当たり当期純利益	(円・銭)	87.22	156.22	118.63	70.04
総資産	(百万円)	78,261	84,796	87,826	112,135
純資産	(百万円)	52,748	53,583	54,635	54,011
1株当たり純資産額	(円・銭)	2,413.21	2,568.01	2,658.10	2,627.76

- (注) 1. 第67期より、在外子会社の収益及び費用の換算方法を、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。また「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用しております。これらの会計方針の変更は、第66期より遡及して適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算出において控除する自己株式には、従業員持株ESOP信託口が所有していた当社株式を含めております。なお、当該従業員持株ESOP信託は、2018年7月26日をもって終了しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Hakuto Enterprises Ltd.	22,025千香港ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	5,000千シンガポールドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Taiwan Ltd.	155,000千台湾ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	108,914千人民元	100	電子機器・部品の輸出入

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済への深刻な影響により厳しい状況が見込まれることから、計画している事業活動も変更を余儀なくされることが予想されます。電子部品事業においては、情報通信分野では需要増加が見込まれる一方で、自動車分野では生産計画が大幅に縮小される見通しです。また、電子・電気機器事業においても、企業の設備投資の遅延や抑制による影響が懸念されており、世界的な景気低迷からの回復には相当の時間を要するものと考えられます。

したがって、まず新型コロナ災禍のもとでは、「企業存続を図る」経営を最優先課題とし、同時に「社会の公器」としての社会的責任を果たすため、全てのステークホルダーの利益を守りつつ、新型コロナ災禍後の事業環境に適応すべく、以下の取り組みに特化してまいります。

① 難局を乗り越えるための経営

新型コロナウイルス感染拡大による世界的な難局の中、企業の存続とBCPの観点から諸施策を実施してまいります。特に、企業にとって重要な経営資源である従業員の雇用維持とサプライチェーンの確保を最優先とするとともに、この難局を乗り越えるために企業活動の基本である利益確保に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいります。

② 新型コロナウイルス感染拡大の終息を見据えた成長への布石

一方において、新型コロナウイルス感染拡大の終息後を展望し、手元流動性資金を十分確保しつつも、今後成長が期待できる医療やIoT分野、ライフサイエンス事業などへの戦略的投資を継続して将来に備えます。また、収益基盤の強化を図るべく、利益重視の観点から事業の選別を行い、特徴ある技術商社とケミカルメーカーを目指し、事業モデルの再構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、電子部品、電子・電気機器の販売及び輸出入並びに工業薬品の製造・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

事業別の主要な取扱い商品及び製品は、次のとおりであります。

事業別	主要取扱品目
電子部品事業	半導体デバイス、コネクタ、光学部品、太陽光発電パネル
電子・電気機器事業	半導体製造関連装置、プリント基板関連装置、各種真空ポンプ、真空装置用冷凍機、静電型加速器
工業薬品事業	石油・石油化学工業用薬品、水処理薬品、紙・パルプ工業用薬品、塗料不粘着化用薬品、化粧品基材
その他の事業	業務請負業

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

事業所名	所在地
本社	東京都新宿区
関西支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
伊勢原事業所	神奈川県伊勢原市
四日市工場	三重県四日市市
四日市研究所	三重県四日市市

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
Hakuto Enterprises Ltd.	香港九龍
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Hakuto Taiwan Ltd.	台湾台北市
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	631名	21名増
電子・電気機器事業	253	14名減
工業薬品事業	137	増減なし
その他の事業	104	11名増
全社（共通）	132	4名減
合 計	1,257	14名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
680名	18名増	43.4歳	13.6年

(注) 使用人数は就業人員数であり、子会社等への出向者26名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	13,800
株式会社三菱UFJ銀行	7,285

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 発行可能株式総数 | 54,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数
(うち、自己株式の数) | 24,137,213株 (前事業年度末比 増減なし)
3,583,078株) |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 6,634名 (前事業年度末比 1,079名増) |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人高山国際教育財団	4,226.2	20.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,176.1	5.72
高山一郎	1,058.9	5.15
高山健	1,058.9	5.15
高山龍太郎	1,058.8	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	831.3	4.04
株式会社ATRA	543.9	2.64
伯東従業員持株会	409.5	1.99
RE FUND 107-CLIENT AC	383.9	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	376.0	1.82

- (注) 1. 持株数は、百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (20,554,135株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 本 龍三郎	
取締役専務執行役員	高 田 吉 苗	管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当 兼コンプライアンス担当
取締役常務執行役員	阿 部 良 二	デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長
取締役執行役員	新 徳 布 仁	管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 伯東A&L株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	藤 後 章	ケミカルソリューションカンパニープレジデント 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長
取締役執行役員	宮 下 環	システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 サンエー技研株式会社取締役
取締役	高 山 一 郎	
社外取締役	近 藤 恵 嗣	弁護士
社外取締役	上 條 正 仁	全国保証株式会社社外取締役
常勤社外監査役	山 元 文 明	昭和電線ケーブルシステム株式会社社外監査役
社外監査役	水 野 秀 紀	三菱UFJトラストビジネス株式会社代表取締役会長 日本フィルコン株式会社社外監査役
社外監査役	岡 南 啓 司	日本蒸留酒酒造組合専務理事

- (注) 1. 取締役近藤恵嗣氏及び上條正仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・監査役水野秀紀氏は、企業経営者及び社外監査役としての豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・監査役岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、税務はもとより財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
4. 当社は、取締役近藤恵嗣氏及び上條正仁氏並びに監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年4月1日付をもって、次のとおり地位及び担当に異動がありました。

氏 名	地位及び担当
杉 本 龍三郎	取締役相談役
阿 部 良 二	代表取締役社長
宮 下 環	システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 兼中華圏機器ビジネス推進担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高山一郎氏、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏につきましては300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏につきましては200万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
余田 幹男	2019年6月26日	任期満了	社外監査役、税理士

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	9（2）	186（13）
監査役（うち社外監査役）	4（4）	24（24）
合 計	13	210

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。
3. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役水野秀紀氏は、三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社の代表取締役会長であります。当社と三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役岡南啓司氏は、日本蒸留酒酒造組合の専務理事であります。当社と日本蒸留酒酒造組合との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上條正仁氏は、全国保証株式会社の社外取締役であります。当社と全国保証株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役山元文明氏は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の社外監査役であります。当社と昭和電線ケーブルシステム株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役水野秀紀氏は、日本ファイルコン株式会社の社外監査役であります。当社と日本ファイルコン株式会社との間に特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	近 藤 恵 嗣	当事業年度に開催された13回の取締役会の12回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	上 條 正 仁	当事業年度に開催された13回の取締役会の11回に出席し、金融機関の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	山 元 文 明	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに出席し、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された11回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、常勤監査役として、上記取締役会及び監査役会のほか、常務会などの重要な会議に出席し、必要な助言、提言を適宜行っております。
監査役	水 野 秀 紀	当事業年度に開催された13回の取締役会の12回に出席し、他業界の経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された11回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	岡 南 啓 司	当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに出席し、国税庁・国税局において要職を歴任して培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された9回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 監査役岡南啓司氏は、2019年6月26日開催の第67期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうちHakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、「収益認識に関する会計基準」適用支援業務を委託いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、監査役会は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 内部統制システム

1. 内部統制システムの整備の基本方針

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の整備の基本方針について、次のとおり決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』及びコンプライアンス上の諸規程を、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ロ. コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括する総務部は、コンプライアンス・プログラムを整備し、当社グループ横断的なコンプライアンス体制を構築、維持する。また、内部統制室は、その実施状況、有効性等を監査する。
- ハ. 倫理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
- ニ. 内部通報者保護規程に基づき、法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス委員会に情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な内部通報窓口を設置、運営する。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- ロ. 情報セキュリティポリシー、電子情報管理規程及びその他情報セキュリティ関連規程に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクに関する統括責任者としてリスク管理担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、リスクを統括する総務部は、当社グループ横断的なリスク管理体制を構築する。
- ロ. リスク管理担当取締役は、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署は、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、所管するリスク管理の状況を継続的にモニタリングする。
- ハ. 当社グループ全体のリスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする危機管理基本規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会による連結グループ経営計画の策定、当該経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎、子会社毎の業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施、取締役会及び常務会による月次・四半期業績のレビューと改善策の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ロ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、常務会の合議制により慎重な意思決定を行う。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、総合組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、国内・海外関係会社管理規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これにより業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』を当社グループの行動規範とし、これに基づき当社グループ各社において必要な諸規程を整備することにより、当社グループの内部統制システムを構築する。
- ロ. コンプライアンス担当取締役及びリスク管理担当取締役は、各々子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、総務部は、これらを横断的に推進、管理する。
- ハ. 子会社管理の担当部署は、国内・海外関係会社管理規程に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、当社への定期的な報告を求め、また、当社グループの取締役が出席する責任者会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該責任者会議において報告が行われる体制を整備するなど、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- 二、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、当社グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。また、内部統制室は内部統制規程に従い、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得る。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ、取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。

報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- ロ、内部統制室は当社グループにおける内部監査の現状について、総務部は当社グループのコンプライアンス、リスク管理等の現状及び内部通報の状況について、それぞれ定期的に監査役に対し報告する。
- ハ、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ロ、監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。なお、当事業年度においては、仕入先や業務委託先とのトラブル回避のための留意点をテーマとしたコンプライアンス研修を、役員を含む全社員に対し実施したほか、昨今の米中貿易摩擦問題等を背景に輸出管理の法的留意点を周知する目的から、「伯東グループ安全保障ガイドライン」を定め、中華圏の海外子会社役員及び現地社員を対象とした安全保障貿易管理研修を実施いたしました。

② 損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理につきましては、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署がその所管するリスクの管理を実施するとともに、月1回リスク管理担当取締役出席のもと開催される管理部門長会議において、組織横断的にリスクに関する情報共有を行い、継続的にリスク管理の状況をモニタリングしております。なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス対策として、感染症対応規程に則り、リスク管理担当取締役を議長とする新型コロナウイルス対策会議を立ち上げ、役職員等の感染防止及びBCP（事業継続計画）対応のための諸施策を決定し、周知徹底を行いました。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社の監査役及び内部監査部門は、監査計画に基づき、当社グループに対する内部監査を実施しており、グループ経営管理に対応したモニタリングを行っております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、「国内・海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前の承認申請や業績等の定期的な報告を受けているほか、子会社から月次に提出される経営管理報告書により、経営管理全般のモニタリングを行っております。また、社長の出席のもと、海外子会社の責任者会議を年3回開催し、海外子会社の経営上の諸案件について、各責任者から報告を受けております。

④ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤）で構成されております。当事業年度において監査役会は11回開催されており、常勤監査役から会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席や社長、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視を行っております。

監査役は、内部監査部門が、監査計画に基づき実施した内部監査の結果について、内部監査部門から報告を受け、当該監査部門との連携を確保しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保に配慮しつつ、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

配当につきましては、安定的配当の継続を基本に、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業戦略等を総合的に勘案して、連結配当性向レンジ30～50%を目標に実施してまいります。内部留保資金につきましては、成長性、収益性の高い事業分野への投資、今後の事業拡大を図るための販売力・技術力の強化、設備投資、研究開発などに積極的に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、機動的に資本政策を実行するため、財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

これらの方針と当事業年度の業績を踏まえ、期末配当金につきましては、2020年5月29日開催の取締役会において、1株当たり20円とさせていただくことを決議いたしました。これにより、2019年12月に中間配当金として1株当たり30円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は前期と同額の50円となり、連結配当性向は71.4%となりました。

なお、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本としております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法施行規則第118条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）について、次のとおり決議いたしました。

① 基本方針の内容

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通し、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念（社是）のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保していることにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人と人のつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大量買付行為又はこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ. 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果を高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。

さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

■エレクトロニクス分野

ユーザーオリエンテッド（顧客視点）に立った営業を徹底し、コーディネート機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材のターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権での代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

■ケミカル分野

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保し、その最大化を図るため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいい、以下「買収防衛策」といいます。）につきましては、その導入の是非を含め現在検討を行っているところですが、現時点におきましては、具体的な買収防衛策の導入の決定には至っておりません。

しかしながら、特定の者又はグループが当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式を取得すること等により（当該特定の者又はグループを以下「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,146	流動負債	44,085
現金及び預金	14,736	支払手形及び買掛金	15,641
受取手形及び売掛金	35,590	電子記録債務	2,878
電子記録債権	6,435	短期借入金	20,919
商品及び製品	35,786	未払法人税等	458
仕掛品	45	賞与引当金	1,068
原材料及び貯蔵品	578	製品保証引当金	6
その他	4,025	その他	3,111
貸倒引当金	△52	固定負債	14,039
固定資産	14,989	長期借入金	12,320
有形固定資産	6,903	繰延税金負債	1,085
建物及び構築物	957	役員退職慰労引当金	12
機械及び装置	1,879	退職給付に係る負債	390
土地	3,069	その他	231
その他	996	負債合計	58,124
無形固定資産	333	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,752	株主資本	50,179
投資有価証券	7,188	資本金	8,100
繰延税金資産	206	資本剰余金	7,289
その他	389	利益剰余金	40,667
貸倒引当金	△32	自己株式	△5,877
資産合計	112,135	その他の包括利益累計額	3,831
		その他有価証券評価差額金	3,502
		繰延ヘッジ損益	△6
		為替換算調整勘定	623
		退職給付に係る調整累計額	△287
		純資産合計	54,011
		負債純資産合計	112,135

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		153,182
売上原価		135,716
売上総利益		17,465
販売費及び一般管理費		15,050
営業利益		2,414
営業外収益		
受取利息及び配当金	146	
持分法による投資利益	4	
受取家賃	39	
その他	101	291
営業外費用		
支払利息	74	
売上債権売却損	79	
為替差損	365	
その他	46	565
経常利益		2,139
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	108	
その他	4	121
特別損失		
固定資産除売却損	8	
投資有価証券評価損	106	
その他	0	115
税金等調整前当期純利益		2,146
法人税、住民税及び事業税	953	
法人税等調整額	△247	706
当期純利益		1,439
親会社株主に帰属する当期純利益		1,439

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,578	流動負債	40,496
現金及び預金	8,806	電子記録債務	2,878
受取手形	494	買掛金	13,318
電子記録債権	6,435	短期借入金	17,900
売掛金	31,347	1年内返済予定の長期借入金	3,019
商品及び製品	29,148	リース債務	15
仕掛品	15	未払金	140
原材料及び貯蔵品	494	未払費用	1,356
前渡金	1,003	未払法人税等	298
前払費用	252	前受金	349
未収入金	689	預り金	266
その他	1,898	賞与引当金	885
貸倒引当金	△7	製品保証引当金	6
固定資産	17,479	その他	61
有形固定資産	5,869	固定負債	13,076
建物	763	長期借入金	12,320
構築物	19	リース債務	34
機械及び装置	1,762	繰延税金負債	705
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	1
工具、器具及び備品	416	長期預り保証金	16
土地	2,861	負債合計	53,573
リース資産	45	(純資産の部)	
無形固定資産	310	株主資本	40,987
のれん	11	資本金	8,100
借地権	20	資本剰余金	7,289
ソフトウェア	161	資本準備金	2,532
その他	117	その他資本剰余金	4,756
投資その他の資産	11,299	利益剰余金	31,475
投資有価証券	6,190	その他利益剰余金	31,475
関係会社株式	4,434	圧縮記帳積立金	0
関係会社出資金	178	別途積立金	16,000
破産更生債権等	5	繰越利益剰余金	15,475
前払年金費用	269	自己株式	△5,877
その他	255	評価・換算差額等	3,496
貸倒引当金	△35	その他有価証券評価差額金	3,503
資産合計	98,057	繰延ヘッジ損益	△6
		純資産合計	44,484
		負債純資産合計	98,057

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,546
売上原価		116,531
売上総利益		13,015
販売費及び一般管理費		11,776
営業利益		1,238
営業外収益		
受取利息及び配当金	227	
その他	132	359
営業外費用		
支払利息	60	
売上債権売却損	79	
為替差損	261	
その他	8	410
経常利益		1,188
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	108	
その他	4	117
特別損失		
固定資産除売却損	5	
投資有価証券評価損	106	111
税引前当期純利益		1,193
法人税、住民税及び事業税	672	
法人税等調整額	△231	441
当期純利益		751

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 貝塚 真聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伯東株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木	直哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝塚	真聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伯東株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

伯東株式会社 監査役会

常勤社外監査役 **山 元 文 明** ㊞

社 外 監 査 役 **水 野 秀 紀** ㊞

社 外 監 査 役 **岡 南 啓 司** ㊞

以 上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

経営理念

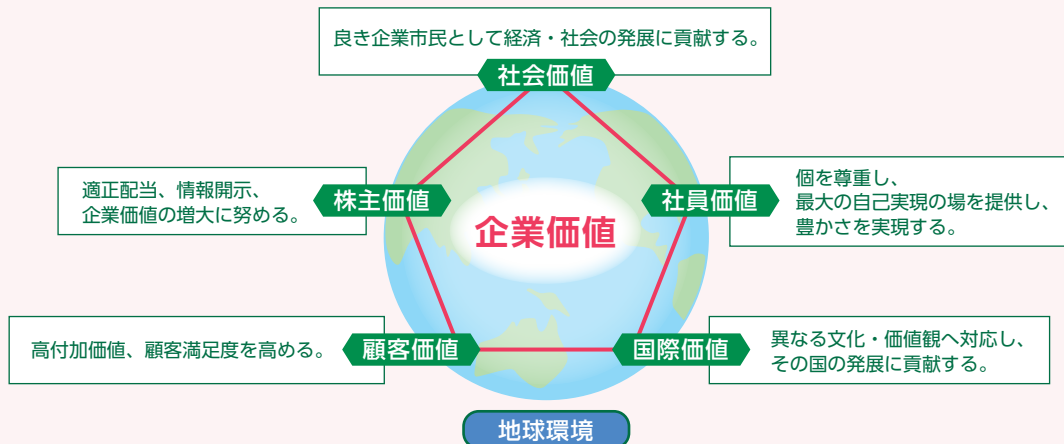
経営理念と行動指針

社 是

われわれは、社業の正しい営みを通し、
国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、
併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。

企業価値とは

社会の公器として地球環境に配慮し企業価値を高めることを目指す。



1. 会社は社会の公器であり、透明性を持ち公明正大に自らを律し、社会から信頼される事業活動を行う。
2. 自社のための事業活動だけではなく、環境保護に努め、社会への義務はもとより、良き企業市民として社会貢献を行う。

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都新宿区新宿一丁目1番13号 **当社8階講堂**

交通機関

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線

新宿御苑前駅2番出口 徒歩約3分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。